

令和9年度 青森圏域重点事業要望項目一覧 【文教経済常任委員会】(機構順)

全35項目のうち11項目

市担当部署			要望項目	要 望 先			要望番号
				国	県	その他	
重点要望項目	経 済 部 新 産 業 支 援 課 創 業 ・ 人 づ く り 推 進 課	地域経済活性化に向けた取組に対する支援・連携について		経 済 産 業 部 経 済 政 策 課 経 済 産 業 部 経 済			

要 望 項 目	地域経済活性化に向けた取組に対する支援・連携について（継続）		
要 望 先	国		
	県	経済産業部（経済産業政策課、企業立地・創出課、産業イノベーション推進課） 総合政策部（DX推進課）	
	その他		
関 係 法 令	産業競争力強化法	事業主体	青森市

要 望 事 項 の 内 容
本市では、人口減少・少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少や、地方から首都圏等への若者の人口流出などを踏まえ、最優先に取り組むべき喫緊の課題として、地域経済の活性化を掲げております。 これまで、産学金官連携のもと、経営の総合相談窓口「AOMORI STARTUP CENTER」において、若者等の起業・創業や第二創業をはじめとする新たな事業展開など、専任のコーディネーターによるワンストップできめ細かな支援を行ってきております。また、起業家のコミュニティ形成に向けた「あおスタ起業塾」の開催、事業のPRや起業家同士の交流・マッチングの場を提供する交流会の開催など、起業家精神の醸成から起業後のフォローまで、一貫した取組を進めてきております。 こうした取組の成果もあり、創業件数は、令和6年度76件、令和7年度86件と近年高い水準で推移しており、今後一層の運営体制の強化が求められております。 また、令和8年度からは、スタートアップ企業への中長期的な伴走支援体制の構築と地域企業の新事業開発などに向けた伴走支援体制の構築、さらには、小学生から大学生までを対象に、起業マインドの醸成を図るとともに社会課題の発見と解決に挑戦し、協働して取り組む力を育むアントレプレナーシップを推進し、スタートアップ・エコシステムの構築に取り組んできているところです。 加えて、国によりデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づく取組が進められていることや県内中小企業者のDXの取組状況などを踏まえ、令和6年度からこれまで、DXにより経営課題の解決を図るロールモデルの創出、社内人材の育成や、DXに取り組むきっかけを作るワークショップ等の取組を通じて、機運醸成を図るとともに、事業者間において、情報共有や交流を図ることができる機会の提供を通じ、相互に連携・協力し、DXを推進する環境の形成に取り組んでおります。 また、市民所得の向上や雇用の促進など地域経済の活性化を図るため、産学金官が「共創」により取り組むしごと創りに向けた新たな指針として「青森市しごと創造戦略」を令和7年2月に策定し、洋上風力発電関連産業の育成・集積をはじめ29の「共創プロジェクト」を位置付け、産学金官の多様な主体と連携しながら、事業化に向けて取り組んでおります。 以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 産学金官の共創による新しい産業振興策との連携 2. 「AOMORI STARTUP CENTER」に開設した「経営の総合相談窓口」との連携 3. スタートアップを支援する取組との連携 4. 地域企業のDX推進に向けた取組との連携

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
平成 28 年 3 月 30 日～「あおもり地域ビジネス交流センター（あおビジ）」設置 平成 30 年 7 月 「あおもり地域ビジネス交流センター(あおビジ)」を「AOMORI STARTUP CENTER」に移転 令和 3 年度～ 「AOMORI STARTUP CENTER」に新たな経営の総合相談窓口開設 令和 4 年度～ あおスタ起業塾開催 令和 6 年 4 月～ 地域企業D X推進事業実施 令和 7 年 2 月 青森市しごと創造戦略策定 令和 8 年度～ 次世代人材アントレプレナーシップ醸成支援事業、スタートアップ・第二創業支援事業実施	
担 当 部 署 名	青森市 経済部新産業支援課 青森市 経済部創業・人づくり推進課

要 望 項 目	雇用対策の充実について（継続）		
要 望 先	国	厚生労働省（人材開発統括官）	
	県	こども家庭部（若者定着還流促進課） 経済産業部（産業イノベーション推進課）	
	その他		
関 係 法 令			事業主体 国、青森県

要 望 事 項 の 内 容
人口減少・少子高齢社会の進展に伴う生産年齢人口の減少や、地方から首都圏等への若者の人口流出といった課題のほか、本県の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、緩やかな低下がみられ、物価上昇や中小企業者等の賃上げ環境整備に加え、中東情勢の緊迫化などが雇用に与える影響に留意を要する状況にある中、若者の地元定着や女性・障がい者等の多様な人材の活用、柔軟な働き方に加え、DXの進展等の環境変化に柔軟に対応できる技術力を持つ人材の育成が求められているところです。 このことから、本市では、企業の誘致に取り組んでいるところであり、また、国の地方版ハローワーク制度を活用した「青森圏域Uターン就活サポートデスク」による地元企業の情報発信やマッチング支援、若者の地元就職・定着の促進、障がい者雇用の促進などの雇用対策を更に充実するよう取り組んでいくこととしているほか、小学生に対し地元企業での職場体験を行う「ジョブキッズあおもり」に参画するなど、未来を担う人材の育成を図っていくこととしております。 また、本市の第三セクターが運営する「あおもりコンピュータ・カレッジ（情報処理技能者養成施設）」では、国の支援を受け、多くの優秀なIT人材を育成・輩出しており、地元企業等からも高い評価を得ているところです。同カレッジにおいては、「ICTビジネスエキスパート科」及び「ICTシステムクリエイト科」の専門学科において、ICTエキスパートを育成することに加え、ICTを利活用した地域活性化につながる産業として注目されているeスポーツのクリエイターを育成する専門科目を増設するなど、これからのICT社会に必要な人材の育成に取り組んでいくこととしております。 人口減少・地域経済縮小を克服するためには、雇用対策の充実を通じて、経済の基盤となる地域産業の活力を高め、経済の好循環を生み出していくことが必要となります。 つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 市が実施する雇用対策に対する支援の充実 2. ICT社会に必要な人材育成に取り組む「あおもりコンピュータ・カレッジ」に対する国の支援の継続

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項							
卒業年月	青森公共職業安定所管内の新規高卒者の就職者			年度	有効求人倍率		
	合計（人）	うち地元（青森管内）への就職者			青森管内（※）	青森県	国
		就職者数（人）	構成比（％）				
R 5 . 3	4 0 4	1 6 8	4 1 . 6	R 4 年度	1 . 1 7	1 . 1 8	1 . 3 1
R 6 . 3	4 1 4	1 9 0	4 5 . 9	R 5 年度	1 . 2 1	1 . 1 7	1 . 2 9
R 7 . 3	3 7 2	1 4 4	3 8 . 7	R 6 年度	1 . 0 8	1 . 1 0	1 . 2 5
R 8 . 3	3 8 3	1 5 5	4 0 . 5	R 7 年度	1 . 0 4	1 . 0 9	1 . 2 0
※各年 6 月末現在（R 8 年は 3 月末現在）				※青森管内：青森公共職業安定所管内 （青森市（浪岡地区除く）、東津軽郡）			

担 当 部 署 名	青森市 経済部経済政策課 青森市 経済部創業・人づくり推進課
-----------	-----------------------------------

要 望 項 目	青森港（油川埠頭）への基地港湾の整備及び洋上風力発電関連産業の集積について（継続）		
要 望 先	国	国土交通省（港湾局（計画課、産業港湾課））、経済産業省（経済産業政策局、資源エネルギー庁）	
	県	県土整備部（港湾空港課）、経済産業部（地域企業支援課、企業立地・創出課）、環境エネルギー部（エネルギー・脱炭素政策課）	
	その他		
関 係 法 令	港湾法	事業主体	国、青森県

要 望 事 項 の 内 容
青森港は、昭和 26 年に重要港湾に指定され、本州・北海道間を結ぶ交通及び物資流通の重要な拠点港として整備が進められてきたところであり、現在、東北地方から北海道にかけての日本海側で、様々な洋上風力発電の事業が計画されてきている中、そうした海域に近く、なおかつ陸奥湾という静穏度が高く運用上安全性に優れた海域にある物流港という特性を踏まえれば、洋上風力発電の関連産業の立地による地域振興は重要なファクターであると認識しているところであります。 青森港は、令和 6 年 4 月 26 日に県内初、全国で 6 例目となる海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾いわゆる基地港湾として国土交通大臣より指定され、令和 6 年度からは国直轄事業の青森港油川地区国際物流ターミナル（－12m）整備事業として新規採択され、令和 9 年度までの 4 年間で基地港湾としての利用を想定した地耐力強化を含む水深 12m の岸壁整備等が行われることとなりました。 青森港を基地港湾として整備することにより、油川埠頭の周辺には、風車メーカー、部品等のサプライヤー、保守管理などの事業者や工場等の立地による関連産業の集積や地元企業の事業への参入が想定され、多くのビジネスチャンスをもたらすものと期待されております。 そのため、洋上風力発電関連産業の育成・集積に向け、令和 7 年 2 月に策定した「青森市しごと創造戦略」において、産学金官が連携して新たに取り組む共創プロジェクトの中に、「洋上風力発電事業への市内事業者の参入支援」をはじめ、青森港を基地港湾として利用する「洋上風力発電事業プロジェクト誘致による企業立地」及び「浮体式洋上風力発電のハブ港化」といった 3 つを位置付け取り組んでおります。 以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 基地港湾の着実な整備に向けた取組 2. 基地港湾周辺における洋上風力発電関連産業の集積や地元企業の参入に向けた連携

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
【基地港湾の経緯】 ・ 令和 4 年 9 月に国が基地港湾指定の意向があった港湾として油川埠頭を公表した。 ・ 令和 6 年 1 月に公募が開始された青森県沖日本海（南側）の公募指針の中に、促進区域と一体的に利用できる港湾として青森港が示された。 ・ 令和 6 年 4 月に新規事業として採択され、国土交通大臣より基地港湾に指定された。 ・ 令和 6 年 12 月に青森県沖日本海（南側）の洋上風力発電事業者が選定され、公募占用計画要旨において、基地港湾及びO&M 港湾として青森港を利用する意向が示された。 ・ 令和 7 年 12 月に青森県沖日本海（南側）における洋上風力発電事業者の公募占用計画が国から認定された。	
担 当 部 署 名	青森市 都市整備部公園河川課 青森市 経済部新産業支援課

要 望 項 目	青森空港の利用促進について（継続）		
要 望 先	国	総務省（行政管理局（企画調整課））、国土交通省（航空局航空ネットワーク部（航空事業課））	
	県	観光交流推進部（国際誘客交流課）	
	その他	航空会社	
関 係 法 令	空港法	事業主体	交通事業者、旅行者、航空会社、青森県ほか

要 望 事 項 の 内 容	
青森空港は、地方管理空港としてはトップクラスの機能を備えた空港であり、本県及び本市の産業、経済、文化、観光の振興において、国内外を繋ぐ拠点として重要な役割を担っております。 国内線については、日本航空㈱（JAL）、全日本空輸㈱（ANA）、㈱フジドリームエアラインズ（FDA）の各路線が運航し、青森空港の利便性が図られてきました。今後、既存路線のうち暫定路線の定期路線化へ向けた利用促進、東京線の輸送体制の充実強化など、更なる国内線の充実が求められております。 名古屋（小牧）線については、1日3便となっておりますが、その効果の最大化と、便数の増加に向けて、更なる利用促進に取り組む必要があります。また、令和7年冬ダイヤから期間限定運航となっている神戸線については、西日本との交流を支える重要な路線となるよう、路線の周知をはじめ、利用促進に向けた様々な活動に取り組む必要があります。 さらに、ダブルトラック化から12年が経過した青森・札幌（新千歳）線、青森・大阪（伊丹）線については、機材の一部大型化や冬期間の利用者確保対策を行う航空会社の動きと連動し、県と市が一体となって航空路線利用促進のためのプロモーションやインセンティブ活動を進めていく必要があります。特に令和7年夏ダイヤより1日1往復減便となった青森・大阪（伊丹）線については、令和7年8月から10月までの搭乗率が9割を超えております。当該路線は関西圏との交流を支える重要な路線であり、利便性の向上を図るためにも、これまでの1日7往復体制への復活が不可欠となっております。 こうした取組の中、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した各航空路線の需要は回復しており、国内旅行はもとより、国際線利用における交通結節点としての機能がこれまで以上に更に高まるものと予想されます。 つきましては、空港の利用促進及び航空路線の充実等に係る次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 名古屋（小牧）線、神戸線、札幌（新千歳）線の利用促進 2. 東京線ダブルトラック化をはじめとする国内路線の充実 3. 大阪（伊丹）線の7便への復活の早期実現	

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項			
昭和62年 7月	滑走路2,000mで暫定供用開始、計器着陸装置（CAT-I）供用開始	平成22年10月	JALが名古屋線運休
平成7年 4月	青森～ソウル線の開設、青森～ハバロフスク線の開設（冬期間運休）	平成22年12月	東北新幹線全線開業
平成14年 7月	JASが東京線の夜間駐機を実施 空港運用時間の延長（14時間）	平成23年 7月	FDAが名古屋線開設
平成15年 4月	ANAが青森空港から全面的に撤退	平成26年 7月	ANAが札幌線、大阪線開設（ダブルトラック化）
平成17年 4月	滑走路3,000m供用開始	平成28年 3月	北海道新幹線新青森～新函館北斗間開業
平成17年11月	主要地方道青森浪岡線高田工区開通	平成29年 5月	青森～中国天津線の開設
平成18年11月	青森空港立体駐車場の完成	平成31年 3月	青森～中国天津線の運休
平成19年 3月	計器着陸装置の高カテゴリ化（CAT-Ⅲa）供用開始	令和元年 7月	青森～台湾台北（桃園）線の開設
平成19年10月	JALが福岡線運休	令和元年 7月	青森空港旅客ターミナル部リニューアル
平成21年10月	JALが関西線運休	令和2年 3月	FDAが神戸線開設
		令和6年 1月	青森～韓国ソウル線の運航再開
		令和6年10月	青森～台湾台北線の運航再開
		令和8年 3月	青森～台湾台北線が週7便運航に増便・青森～韓国ソウル線が週5便運航に増便
担 当 部 署 名		青森市 経済部交流推進課	

要 望 項 目	外国人観光客の受入環境整備の充実について（継続）		
要 望 先	国	国土交通省（観光庁、航空局航空ネットワーク部、港湾局）、法務省（出入国在留管理庁）、財務省（関税局）、厚生労働省（健康・生活衛生局）、農林水産省（農産局）	
	県	観光交流推進部（国際誘客交流課）、県土整備部（港湾空港課）	
	その他	日本政府観光局（JNTO）、航空会社	
関 係 法 令		事業主体	国、青森県、青森市、交通事業者、旅行業者、航空会社ほか

要 望 事 項 の 内 容
本市は、陸・海・空の駅を有する交通の要衝としての都市機能を有していることから、鉄道、フェリー、航空などの交通網を組み合わせた旅行形態である立体観光を推進し、広域観光圏の形成を目指しております。 令和 7 年の主要宿泊施設（32 施設）における外国人宿泊者数は、北海道新幹線開業を契機に航空路線と新幹線を組み合わせた旅行商品の造成が進んでいることや、青森空港において令和 6 年 1 月に青森・ソウル線、令和 6 年 10 月に青森・台北線の国際定期便が復便となったことなどから、約 23 万人泊とコロナ禍前の令和元年と比べて約 2.3 倍と増加しております。令和 8 年夏ダイヤからは、青森・台北線は週 3 便から週 7 便、青森・ソウル線は週 3 便から週 5 便に増便となっており、今後も外国人宿泊者数の増加が見込まれております。 また、青森港においては、クルーズ船の寄港数増加と新中央埠頭の利便性向上を図るため整備された、青森港国際クルーズターミナルが令和元年に供用開始されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年以降寄港数は激減したものの、令和 5 年 3 月に外国船クルーズも再開となり、今年の寄港数は、過去最多・東北最多となる 44 回を予定しております。 今後、インバウンド需要の本格回復を見据え、陸・海・空の交通結節点としての機能を十分に発揮するためにも、外国人観光客の誘客推進と受入態勢の充実が求められております。 具体的には、本市と国内外の都市をつなぐ交通網の充実と利用促進、海外クルーズ船の誘致活動、インバウンド推進に向けた体験型コンテンツ開発や受入態勢・環境の充実が必要となっております。 つきましては、青森圏外から訪れる外国人観光客が、青森市内での快適な周遊・滞在を楽しめる受入環境整備を図るため、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 外国人観光客の満足度を高める受入環境整備を推進するための国や県の支援の充実 2. ソウル線・台北線をはじめとする国際路線の維持・拡大 3. 航空路線と新幹線を組み合わせた旅行商品造成の促進 4. 海外ポートセールスの強化

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
【本市に宿泊した外国人観光客の推移】 ※（ ）は年（1月～12月）、主要 32 宿泊施設の合計 102,816 人泊（R1）、25,459 人泊（R2）、1,947 人泊（R3）、11,913 人泊（R4）、102,569 人泊（R5）、159,396 人泊（R6）、232,384 人泊（R7） 【外国人観光客の受入環境整備の経緯】 ○H27 ・多言語観光アプリ「青森市観光ナビ」の開設・運用開始 ○H28 ・外国人観光客受入環境の整備に関する調査研究の実施（一般財団法人地方自治研究機構との共同事業） ・青森市フリーWi-Fi の整備（公共観光施設等 9 施設）、コミュニケーションシートの作成（多言語） ○観光関連事業者の無料公衆無線 LAN 利用環境や電子決済端末の導入に係る整備等に対する助成制度の運用 ○R8 ・青森市地域通訳案内士の導入 【青森空港における国際定期便の就航】 ○H 7.4 月 青森～韓国・ソウル線の開設 ○R 1.7 月 青森～台湾・台北線の開設 ○R 6.1 月 青森～韓国・ソウル線の復便（R2.3 月から休止） ○R 6.10 月 青森～台湾・台北線の復便（R2.2 月から休止） ○R 8.3 月 青森～台湾・台北線が週 3 便から週 7 便に増便 青森～韓国・ソウル線が週 3 便から週 5 便に増便 【青森港へのクルーズ船寄港回数】 ※（ ）は年（1月～12月）、寄港回数／うち外国船籍 11 回／3 回（H24）、19 回／8 回（H25）、20 回／12 回（H26）、21 回／12 回（H27）、21 回／13 回（H28）、22 回／15 回（H29）、26 回／16 回（H30）、27 回／21 回（R1） 0 回／0 回（R2）、1 回／0 回（R3）、4 回／0 回（R4）、35 回／29 回（R5）、36 回／32 回（R6）、41 回／34 回（R7）、44 回／40 回（R8 予定）	
担当部署名	青森市 経済部交流推進課

要 望 項 目	青森港の機能充実について（継続）			
要 望 先	国	国土交通省（港湾局（計画課、産業港湾課、技術企画課））		
	県	県土整備部（港湾空港課）		
	その他			
関 係 法 令	港湾法、海岸法		事業主体	国、青森県

要 望 事 項 の 内 容
青森港は、本州・北海道間を結ぶ交通及び物資流通の重要な拠点港としての役割を有するとともに、賑わい空間としての整備が進められてきたところであり、令和 8 年のクルーズ船の寄港数は、過去最多、東北最多となる 44 回を予定しており、クルーズ船寄港の重要な拠点港としての役割を果たしております。 このため、青森港の港湾施設の充実とそれを活用した誘客等によるまちの活性化が重要であるとの認識のもと、平成 27 年 2 月に「青森港ビジョン」が策定されております。 また、平成 29 年 7 月には、「青森港クルーズ船寄港促進アクションプラン」を策定し、青森港に寄港するクルーズ船 100 隻、クルーズ旅客数 10 万人を目指して、関係団体と連携し、受入態勢の充実・強化、戦略的なポートセールス、青森港の施設・設備の充実に向けた取組を一体的に進めてまいりました。 今後、更なる青森港の発展及び旅行需要への対応をしていくためにも、これまで以上に関係団体と連携した取組を実施していく必要があります。 また、令和 7 年 3 月に策定された青森港長期構想において、 ・防災・危機管理分野では、逼迫する大規模災害への対応として、Aomori-baysideArc 構想による防災機能強化や老朽化した港湾施設の計画的な維持管理、堤防高の不足する区間の海岸保全・港湾施設の整備を進める。 ・交流・人流分野では、クルーズ船の受入機能強化として、岸壁の延伸による大型クルーズ船対応や、2 隻同時寄港に対応したクルーズ拠点の整備、クルーズターミナルにおける陸上電力供給など受入環境の高度化も検討を進めることに加え、ウオーターフロントの面的な賑わい空間の創出として、新たな集客施設の立地促進など面的な賑わい空間を創出する。 ・物流・産業分野では、ユニットロードの新規需要への対応として、鉄道貨物駅と物流センターまでの陸上交通のアクセス性を高め、利便性の向上と物流コストの縮減、長期的には臨港道路の機能拡充を図る。 こととしており、各分野において、20～30 年後の青森港の目指す姿・役割が示されております。 つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 物流をはじめとした青森港ビジョンの着実な推進 2. 青森港クルーズ船寄港促進アクションプランの着実な推進 3. 港湾施設の老朽化対策の推進 4. 高潮等による水害から港湾の機能を防護しつつ交流面、環境面を考慮した海岸保全施設の整備（Aomori-baysideArc 構想の推進） 5. 臨港道路 3 号線未着手部分の整備促進 6. 青森港のコンテナ化の早期実現

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
【クルーズ振興】 ・平成 31 年 4 月に青森港国際クルーズターミナルが供用開始している。 ・令和 2 年以降クルーズ船の寄港実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け激減した。（R2：0 回 R3：1 回 R4：4 回） ・令和 8 年クルーズ船の寄港は、過去最多、東北最多となる 44 回を予定している。 【港湾施設の老朽化対策の経緯】 ・平成 20 年度から平成 24 年度に国、県それぞれが維持管理計画の策定を終えている。 ・堤埠頭岸壁では、国直轄事業により、腐食対策等の改良工事が実施されている。 【海岸保全施設の経緯】 ・平成 11、19、26、27 年に台風等による波浪や高潮により浸水被害が発生している。 【臨港道路 3 号線の経緯】 ・平成 11 年度に柳町通りから平和公園通りまでの区間を全面供用している。 ・平和公園通りから漁港臨港道路までの区間が未着手区間となっている。

担 当 部 署 名

 青森市 都市整備部公園河川課
 青森市 経済部交流推進課

要望項目	ホタテガイ親貝確保に向けた取組等ホタテガイ養殖環境の充実について（継続）		
要望先	国		
	県	農林水産部（水産局水産振興課）	
	その他		
関係法令			事業主体 青森市

要 望 事 項 の 内 容
本市の漁業生産は、かつては回遊魚等を対象とした小型定置網や巻き網などの漁業が主でしたが、昭和 45 年頃からはホタテガイ養殖技術の確立によって「とる漁業」から「育てる漁業」へと転換し、現在においては、ホタテガイ生産額が本市漁業生産額の約 7 割（720 百万円）を占める主力水産物となっています。 また、県全体としても、漁業生産額全体に占めるホタテガイの生産額は約 3 割（9,949 百万円）と最も多くを占めており、ホタテガイは本県にとって最も重要な水産物の一つとなっています。 このような中であって、令和 5 年に続き、昨年夏以降の陸奥湾での高水温の影響により、令和 7 年 10 月 1 日現在の全湾における稚貝の保有枚数が過去 10 ヶ年平均（14.2 億枚）の 21 パーセント（3 億枚）となったところであり、今後のホタテガイ生産への影響が懸念されています。 一方で、親貝は高水温に弱く、育てるまでのリスクもあるため、近年は、漁業者が半成貝での出荷を選ぶ傾向が強くなっており、今後、陸奥湾全体の親貝数がさらに減少し、安定的なホタテガイ養殖の取組が難しくなっていくことが危惧されます。 県におきましては、ホタテガイの安定生産のため、各種試験や養殖管理に必要な情報提供等に取り組まれているのに加え、陸奥湾ホタテガイ総合戦略（令和 6 年 10 月）、青森新時代「農林水産力」強化パッケージ（令和 7 年 3 月）、さらには「陸奥湾ホタテガイ産業のあり方検討会」（令和 8 年 2 月、7 月）等により、ホタテガイ生産の高度化、経営力強化、販売促進等に取り組んでいただいているところでありますが、令和 4 年の採苗不振及び令和 5 年以降の高水温の影響も含め、稚貝及び親貝不足の状況は解消されていないことから、恒常的なホタテガイの稚貝及び親貝確保に向けた取組等、陸奥湾におけるホタテガイ養殖環境の充実について、引き続き特段の御配慮をお願いします。 1. ホタテガイ稚貝及び親貝確保に向けた取組等のホタテガイ養殖環境の充実について

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項		
令和 4 年	採苗不振による稚貝確保数の激減（全湾：10.2 億枚、過去 10 年平均の 65 パーセント）	
令和 5 年	高水温による稚貝確保数の激減（全湾：8.7 億枚、過去 10 年平均の 57 パーセント）	
令和 6 年	陸奥湾ホタテガイ高水温被害に関する農林水産大臣への要望活動（R6. 1. 25） ※参加者－青森県知事・青森県議会議員・青森市長・外ヶ浜町長・野辺地町長 他	
令和 7 年	高水温による稚貝確保数の激減（全湾：11.8 億枚、過去 10 年平均の 76 パーセント）	
	陸奥湾ホタテガイ高水温被害等に関する農林水産大臣への要望活動（R7. 3. 18） ※参加者－青森市長、青森市議会議員	
令和 8 年	高水温による稚貝確保数の激減（全湾：3.0 億枚、過去 10 年平均の 21 パーセント）	
	陸奥湾ホタテガイ養殖業の安定生産に向けた支援に関する水産庁長官への要望活動（R8. 1. 14） ※参加者－青森県知事・青森県議会副議長・青森市長・むつ市長・平内町長 他	
	（R7）青森県漁業生産額（35,567 百万円）※うちホタテガイ生産額（9,949 百万円） （R7）青森市漁業生産額（980 百万円）※うちホタテガイ生産額（720 百万円）	
担当部署名		青森市 農林水産部水産振興センター

要 望 項 目	子育て支援について（継続）		
要 望 先	国	こども家庭庁、文部科学省	
	県	こども家庭部（こどもみらい課）、教育庁（スポーツ健康課）	
	その他		
関 係 法 令	子ども・子育て支援法	事業主体	国、青森県、青森市

要 望 事 項 の 内 容	
国においては、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、令和5年12月、次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」を取りまとめ、医療費等の負担軽減、幼児教育・保育の質の向上等について必要な措置を講じているほか、令和8年度からは、学校給食の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）が公立小学校を対象に開始されております。 本市においては、「子育て先進都市 青森市」の実現に向け、「青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」も活用しながら様々な子育て支援策に取り組んでおり、子どもを産み育てる環境を向上させ、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、平成27年8月から、0歳から中学校3年生までの子どもを対象として、通院・入院に係る保険診療分の医療費自己負担額を対象に助成を実施してきたところであり、令和6年10月からは、子ども医療費助成の対象を高校生等までに拡大するとともに、所得制限を撤廃したところでもあります。 また、国では、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに係る利用者負担（保育料）が無償化されているほか、3歳以上の副食費について、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもを対象に徴収を免除されております。このような中、本市では、令和6年10月から認可保育施設を対象に2歳児クラスの保育料全額公費負担を、令和8年4月からは、0歳と1歳児クラスを対象に所得の状況や世帯ごとの入所児童数等に応じて保育料の全額又は半額公費負担を開始するとともに、認可外保育施設についても認可保育施設と同様に0歳から2歳児クラスを対象とした保育料の全額相当又は半額相当公費負担を実施したところです。 さらに、令和4年10月から実施した市立小中学校における学校給食費の全額公費負担について、米価等給食材料費高騰へ対応するため、給食1食当たりの単価を増額し、令和8年度も引き続き実施したところでもあります。 しかしながら、子育て支援策を各地方自治体で実施していることにより、住む地域による実施の有無や助成の対象となる年齢や所得制限の有無、また各自治体の財政力等に応じて、こども・子育て支援施策に地域間格差が生じている現状となっております。 これら少子化対策につながる取組は、国が責任と財源を明確にしたうえで、全国一律で行うべき包括的な仕組みづくりなど国策として必要な措置を講じるべきものであると考えます。 以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。	
1. 子どもの医療費を等しく無償化する全国共通の安定した制度を早期に創設するとともに、十分な財政措置を行うことについての国への働きかけ 2. 親の所得にかかわらず、0歳から2歳までの保育料と3歳以上の副食費の無償化に向けた財政支援についての国への働きかけ及び全県的な取組としての県の財政支援 3. 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について、早期に中学校給食費をその対象に加えることを求めるとともに、全国共通の安定した制度を構築し、物価高騰等の社会情勢の変化を踏まえ、既存の小学校給食費を含めた適切な基準単価の設定による各自治体の財政負担軽減についての国への働きかけ	

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
【医療費助成】 平成27年8月 令和6年10月 【保育料無償化】 令和元年10月 令和6年10月 令和8年4月 【給食費全額公費負担】 令和4年10月 令和5年4月 令和6年10月	昭和47年4月から市単独事業として開始した0歳児を対象とする医療費助成について、中学生までの入院及び通院分の助成に拡大（自己負担なし・現物給付） 青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、高校生等までの入院及び通院分の助成に拡大（自己負担なし・現物給付）するとともに、所得制限を撤廃 住民税課税世帯の0歳から2歳までの子どもについて、第3子軽減等の軽減策を実施 青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、2歳児クラスの保育料全額公費負担を開始 青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、0歳と1歳児クラスの保育料全額又は半額公費負担を開始するとともに、認可外保育施設についても同様に0歳から2歳児クラスを対象とした保育料の全額相当又は半額相当公費負担を開始 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市立小・中学校における学校給食費の全額公費負担を開始 一般財源により、市立小・中学校における学校給食費の全額公費負担を継続 青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、市立小・中学校における学校給食費の全額公費負担を継続
担 当 部 署 名	青森市 税務部国保医療年金課 青森市 こども未来部子育て支援課 青森市 教育委員会事務局学校給食課

要 望 項 目	少人数学級編制の推進について（継続）		
要 望 先	国	文部科学省（初等中等教育局（財務課））	
	県	教育庁（教職員課）	
	その他		
関 係 法 令	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律		事業主体 国、県

要 望 事 項 の 内 容
現在、教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保し、子どもたち一人一人に対してきめ細かな学習指導・生徒指導を行うなど、児童生徒の教育環境の向上が求められておりますが、一方で公立小・中学校においては、教育ニーズの多様化や学習指導要領の改訂などへの適切な対応が求められております。 青森県では、「あおもりっ子育みプラン 21」により段階的に拡充してきた 33 人学級編制について、令和 6 年度から中学校 3 年生まで拡充したことにより、小・中学校全学年において 33 人学級編制が実施されております。 子どもたち一人一人へのきめ細かな学習指導・生徒指導による教育環境の向上は、小・中学校全学年共通の課題であります。少人数学級編制の推進は、知識の定着を含めた確かな学力の向上対策、小・中学校の指導内容・指導方法の違いや人間関係の悩みなどに起因する中学校での不登校者数増加などに対応するために有効な手段であると考えております。また、教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保するためには、小・中学校全学年における少人数学級編制の推進のみならず、学級数増に伴う授業時数の増加等に対応した教職員の配置が必要であると認識しております。 つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 青森県における少人数学級編制に伴う授業時数の増加等に対応するため、少人数学級編制後の学級数に応じた小・中学校教職員配置基準による教職員の配置及び未配置状況の改善

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
昭和 55 年度	(国) 義務標準法の改正により、小・中学校全学年における 40 人学級を実施
平成 13 年度	(国) 義務標準法の改正により、県教委の判断で国の標準を下回る人数での学級編制が可能
平成 14 年度	(県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 1 年生における 33 人学級を実施
平成 15 年度	(県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 2 年生及び中学校 1 年生に 33 人学級を拡充
平成 23 年度	(国) 義務標準法の改正により、小学校 1 年生における 35 人学級を実施 (県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 3 年生に 33 人学級を拡充
平成 24 年度	(国) 義務標準法の改正は行わず、加配教員の配置により、小学校 2 年生における 35 人学級を実施
平成 27 年度	(県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 4 年生に 33 人学級を拡充
令和 3 年度	(国) 義務標準法の改正により、小学校 2 年生における 35 人学級を実施 以降、令和 7 年度までに小学校全学年に 35 人学級を拡充 (県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 5 年生に 33 人学級を拡充
令和 4 年度	(国) 義務標準法に基づき、小学校 3 年生における 35 人学級を実施 (県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 6 年生に 33 人学級を拡充
令和 5 年度	(国) 義務標準法に基づき、小学校 4 年生における 35 人学級を実施 (県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、中学校 2 年生に 33 人学級を拡充
令和 6 年度	(国) 義務標準法に基づき、小学校 5 年生における 35 人学級を実施 (県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、中学校 3 年生に 33 人学級を拡充
令和 7 年度	(国) 義務標準法に基づき、小学校 6 年生における 35 人学級を実施
令和 8 年度	(国) 義務標準法の改正により、令和 10 年度までに中学校全学年において 35 人学級へ引き下げ
担 当 部 署 名 青森市 教育委員会事務局学務課	

要 望 項 目	スクールカウンセラー派遣の拡充について（継続）		
要 望 先	国	文部科学省（初等中等教育局（児童生徒課））	
	県	教育庁（学校教育課）	
	その他		
関 係 法 令		事業主体	国

要 望 事 項 の 内 容
本市においては、不登校児童生徒数が減少傾向にあるものの、不登校対策の充実は、喫緊の課題となっており、また、学校復帰後も、児童生徒は様々な不安を抱えており、継続的な教育相談を行っていく必要があると考えております。 さらに、児童生徒の中には、友人関係をめぐる問題や学業不振、家庭に係る状況などの様々な悩みを抱えており、自傷行為、希死念慮等を抱える児童生徒が増加傾向にあります。このような児童生徒のSOSを早急に察知し、家庭も含めた心理的な支援、教育相談体制の充実を図ることが極めて重要であると考えております。 令和7年度は、市内全小中学校に19名のスクールカウンセラーが派遣され、派遣Bと派遣Cの年間派遣時間数は増加したものの、前述の学校が抱える課題の解決に向けたスクールカウンセラーとの面談や連携の需要は増加傾向にあり、年間派遣時間数内で児童生徒や保護者の相談に十分対応できない状況にあります。同一のスクールカウンセラーが小学校段階から計画的・継続的に教育相談活動等に当たることが、児童生徒、教職員、保護者のいずれの立場からも相談しやすい体制づくりに貢献するものであると考えております。 つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. スクールカウンセラーの増員及び1校当たりの派遣時間数の増加 2. 同一中学校区内の小・中学校に、同一スクールカウンセラーを派遣できる体制の構築

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
【現在までの本市のスクールカウンセラー配置校数】	
平成 18 年度～平成 25 年度	中学校 16 校、小学校 18 校、計 34 校
平成 26 年度	中学校 19 校、小学校 19 校、計 38 校
平成 27 年度	中学校 19 校、小学校 11 校、計 30 校
平成 28 年度	中学校 19 校、小学校 12 校、計 31 校
平成 29 年度	中学校 19 校、小学校 20 校、計 39 校
平成 30 年度	中学校 19 校、小学校 44 校、計 63 校
令和 元年度	中学校 19 校、小学校 45 校、計 64 校
令和 2 年度	中学校 19 校、小学校 43 校、計 62 校
令和 3 年度	中学校 19 校、小学校 43 校、計 62 校
令和 4 年度	中学校 19 校、小学校 42 校、計 61 校
令和 5 年度	中学校 19 校、小学校 42 校、計 61 校
令和 6 年度	中学校 19 校、小学校 42 校、計 61 校
令和 7 年度	中学校 19 校、小学校 42 校、計 61 校
【過去 3 か年度における本市へのスクールカウンセラー等の派遣人数】	
令和 5 年度 20 名	令和 6 年度 18 名
令和 7 年度 19 名	
【スクールカウンセラーの勤務時間等（令和 7 年度）】	
年間勤務時間	派遣 A：3 時間×40 回＝120 時間（中学校 11 校）
	派遣 B：3 時間×24 回＝ 72 時間（小・中学校 27 校）
	派遣 C：3 時間×15 回＝ 45 時間（小学校 23 校）
	※月平均勤務回数 1～4 回程度
	担 当 部 署 名
	青森市 教育委員会事務局指導課

要 望 項 目	世界遺産を含む史跡の活用に向けた支援について（継続）		
要 望 先	国	文部科学省（文化庁（文化資源活用課・文化財第二課））	
	県	教育庁（文化財保護課、三内丸山遺跡センター世界文化遺産課）	
	その他		
関 係 法 令	世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）、文化財保護法、都市公園法	事業主体	青森県、青森市ほか

要 望 事 項 の 内 容
本市には、国内最大級の縄文遺跡である三内丸山遺跡をはじめ、小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡といった複数の国史跡が所在しており、このような歴史的に重要な遺跡は、人類共通の貴重な宝として未来に残すべき文化遺産であるとともに、魅力ある観光資源としての価値を有するものであります。 また、三内丸山遺跡と小牧野遺跡を含む縄文遺跡が世界遺産にふさわしい価値を有していることから、平成 19 年 12 月に青森県など共同で、ユネスコの世界遺産暫定一覧表への記載を提案し、その結果、平成 21 年 1 月に「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」として記載され、令和 3 年 7 月 27 日に「北海道・北東北の縄文遺跡群」として世界遺産一覧表への記載が決定したところです。 本市では、世界遺産登録を契機に小牧野遺跡の更なる周知や来訪者増加に向けて、小牧野遺跡PRキャラクター「こまっくーイラストコンテスト作品展」や「こまきの縄文まつり」などのPR、イベント等を実施しているところであり、今後も継続して取り組むこととしております。 つきましては、本市の世界遺産を含む史跡の活用に向け、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 各史跡の誘客促進、認知度向上に繋がる積極的な宣伝や活用に向けた連携の強化及び助言

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
【世界遺産登録に関する主な経緯】	
令和 3 年 5 月 26 日	イコモスによる「世界遺産一覧表への記載が適当」との評価結果の勧告
令和 3 年 7 月 27 日	第 44 回世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載が決定
【小牧野遺跡の整備に関する主な経緯】	
平成 2 年度	発掘調査開始
平成 7 年 3 月 17 日	国史跡指定
平成 11 年度	「小牧野遺跡整備基本構想」及び「小牧野遺跡整備基本計画」策定
平成 18～20 年度	環状列石保存修理、環状列石盛土保護工事
平成 21～26 年度	環境整備工事
平成 27 年 5 月 3 日	小牧野遺跡保護センター及び観察施設オープン
【高屋敷館遺跡の整備に関する主な経緯】	
平成 6～7 年度	青森県埋蔵文化財調査センターが発掘調査
平成 12 年 1 月 29 日	国史跡指定
平成 17～30 年度	遺構盛土保護工事・環境整備工事
令和元年 9 月 21 日	一般公開開始
令和 2 年 3 月 20 日	中世の館に展示コーナー設置・公開
【浪岡城跡の整備に関する主な経緯】	
昭和 14 年 2 月 10 日	国史跡指定
昭和 52～平成 5 年度	発掘調査（東館、北館、内館ほか）
平成 6 年度	浪岡城跡公園（史跡公園）一部供用開始
平成 9 年度	浪岡城跡案内所・駐車場整備
平成 21～令和 3 年度	遺跡保護工事及び環境整備工事（新館地区を中心とする）
担当部署名	青森市 教育委員会事務局文化遺産課 青森市 教育委員会事務局浪岡教育課